航 空 法 関 係 手 数 料 令 等 の 部 を 正 す る 政 令 案 参 照 条 文

七 月 十 五 日 法 第二百三十一号)(抄

て行百へ航 政政三手空 の内容その他以法人(独立に 空 他 行 機 の 登 政 事 _{___}法 録 人通 原 を 簿 勘 ത 則 閲 法(U 覧 て を 平 政 請 成 戦令で定める d 成十一年法律 求 す る るものに限る。公律第百三号) ご第 を 除条 第 ○ 項 はに 規 実定

費す

をる 勘独

案立

十十十十十九八七六五四三二

第国第第第第第第航令法十数法 飛航飛航飛航飛第航第三土二二十十十十空で人五料へ 第航行空行空行空行三空三十交十十十七六二条機定で条の昭七空場保場保場保場十機十四通九二条条条条第登めあ 納和 十保に安に安に安に八登五条大条条第第第第一録るつ次付二

八安つ施つ施つ施つ条録条第臣ののーーーー項原額でに 条施い設い設い第証第一が二技項項項項の簿の当掲 第設てにてにてにて一明一項行第能のののの耐の手該げ 二に第つ第つ第つ第項書項のう一証認予修型空謄数繰る 項つ四い四い四の、第計第項明定備理式証本料立者 十準十第と者請明うをする 四用二一す す書と申る者

る又す請者

航者る

者はるす

空

機

操

縦

練

漝

許

可 書

の

再

交

付

を

申

請

す

る

者

のい十て十て十て十飛耐一器三のをを品改証明若を行へ 運て七第四第三第二行空号飛十技申申証造明をし納政国 航第条四条四条四条場証の行一能請請明検を申くめ 管四第十第十第十第又明航証条証すすを査申請はな 理十二五四三二二一は書空明第明るる申を請す抄けの独 け査るて第てす検受設航のの検の よを者準二準る査け置空許操査変 用項用第をよの身可縦証更 すにす四受う許体を教明を るおる十けと可検受育を申 第い第二よすを査け証申請 四て四条うる申証よ明請す

条す条項る

第る第の者

四場一検

項合項查

のをのを 検含検受

検査を受けようとする者含む。) の検査を受けようとす検査を受けようとする者受けようとする者

する

航 法 正 す る 法 平 成 六 年 法 第 七 Ŧ 六号)(

う受

とけ

する

る者

表つ四 のい条附空 下て 欄の附則の に航則 定空第 め従一 る事条 資者第 格技二 へ能号 以証に 下明掲 ¬〜げ 新以る 資下規 格 っ定 技の と能施 い証行 う 明 の) 際 という。)を受けている者は、という。)を受けている者は、現に旧法の規定による次の表 たものとみなす 同号に定める の 上欄に 掲げ す。る る 日 資 に見 そ以 れ <u>۲</u> ぞ 九旧 新 法 のご 規 ح 11 定 にう。 る〜 同に

- 1 -

IΗ 資 格 縦縦 士士 航航航自事定定 新 空空空家業期期 資 通通通用用運運 信信信操操送送 士士士縦縦用用 士士操操 縦縦

三二一自事上定 等等等家業級期 航航航用用事運 空空空操操業送 通通通縦縦用用 信信信士士操操 士士士

士士

の明す新五り 前技に °法条5 項能係この 後証るの規旧へ 段明技場定法略 のに能合にの 規係証によ規 定る明おり定 に技書い交に よ能のて付よ り証交、さり 技明付新れ交

省能け能

令証た証

で明も明 定にのに

め係と係

るるみる

と技な航

こ能さ空

ろ証れ従

に明た事

よ書新者

りと資技

、み格能

当なに証

該さつ明

技れい書

能たて、

証旧の以

明上技广

を事証技

新業明能

定用に証

期資係明

運格る書

送に技员

用つ能と

資い証い

格で明う。

つ技と〜

い能みは

て証な

書級能

を

勘

案

U

て

政

�

で

定

め

る

額

の

手

数

料

を

納

め

な

け

れ

ば

な

5

な

L١

航 法 部 を 改 正 す る 法 律 能書を定た付 証と受期前さ 平 明引け運条れ 成 書きて送第た 十 を換い用一旧 引える資項資 年 きる者格の格 法 換こはに規に 律 えと `つ定っ 第 よが国いにい うで土てよて 七十二号)(抄 とき交のりの する通技受技 る 者 は、 実 費

空

っ号欄二へ 新にに条航附空 資定掲 格めげ前整則の るる条備 と日資第士 いに格三に (いう。) につい (の) についた、それぞれに、それぞれに掲げる。 つ L١ て の 技法しの 技能証明を受けた()という。)についい施行の際現にこの たも との航空 いての は の とみ とみなす。生法(以下法)、航空従事者はによる改工 - 者正 新技前 法能の └証航 と明空 1、(以下) (以下) の規が下っ 規能旧 定証法 による国際のようといる。とい 同表の。) \smile $_{\mathcal{O}}$ 下 欄を規 に受定 定けに めてよ るいる 資る次 格者の 〜は表 以 `の

等等等資 航航航格 空空空 整整整 備備備

士士士 一新 等等等資 航航航格

空空空

整整整

備備備

士士士

法重航 第量空旧へ 二一整法略 十万備のご 八五士規 条千の定 第キ資に 一口格よ 項グにる 及ラつニ びムい等 第以て航 二下の空 項の技整 並航能備 び空証士 に機明の 第にを資 百つ受格 四いけに 十てたつ 九新もい 条法のて 第第との 一十み技 号九な能 の条さ証 規第れ明 定一たを の項も受 適にのけ 用規にて に定つい つすいる いるて者 て確ので は認当あ の該っ 新行資で 法為格第 第をに一 二行係項 十うるの 八こ業規 条と務定 第と範に ーす囲よ 項るはり ``新 中 っこ整法 同の備の 表場を規 の合し定 業にたに 務お最よ 範け大る 囲る離一 の新陸等

下同上

別 表 の 業 務 範 井 ഗ 欄 に 掲 げ る 行 為 لح あ る ഗ は、

き交す新三務法為格 第新表条前換付 °法条範第をに第法に 囲二行係一の掲 項第一国後る受の規旧の十うる項ーげ の二等土段こけ場定法欄八こ業の部る 規十航交のとて合にのに条と務規を行 定六空通規がいによ規掲第と範定改為 に条整大定でるおり定げーす囲に正り よ第備臣にき者い交にる項るはよすと `りるあ さり為っこ整新法り 国新れ交」同の備法律 土資た付と表場をの附並 交格前さあの合し規則び 通に条れる業にた定第に 省つ第たの務お最に二同 令い一旧は範け大よ条条 でて項資、囲る離る第第 定のの格航欄法重等にのの格航欄法重等に及る能定のの格別を である。 ころによりたまでは、 このでは、 にいるに、 このでは、 にいるに、 にいる。 に、 にいる。 6りた記録 ロロ真常に り技た証正と項グ格に十 世報 とする。 地面とみなされた でのとみなされての技事でのとみなされての技事では、並びに同 でのとみなされての技事でのというでは、 でのとみなされての技事でのというでは、 とする。 書さた事一同び空能をれ新者条第に機証 新た資技第第第 第日格能四項四い 格資に証項四い受 に格つ明になれませ つにい書規が免許を いつて、定法第第のでは、第一十と のて技いの第一十と技の能っ行品の名が 能技証技為四の条な 証能明能』十規第さ 明証に証と九定一れ に明係明す祭の項た 係にる書る第適に者 る係技」。一用規に 号に定つ 中つすい ¬いるて 別て確の 表は認当の、の該 の の該 業新行資

項えをこの る一士はよるはて付よ行中。 申項又、り。、、さり為っこ 格資に証項 証能明能 る技技能証明者」とい 証能明う。明証書。 書明と と書みは 引のな

3 2 第 2 別四 一法の 請、は附技 を第二則能 す二等第証 る十航二明 者七空条書 は条整第を `第備三引 実二士項き 費項の又換 `資はえ 勘第格第よ 案二に四う し十係項と て九るにす 政条業規る 令及務定者 でび範すは 定第囲る 実 め三の者 費 る十欄の を 額六に申 額六に甲勘の条掲請案 手のげに U 数規るよ て 料定行り 料を納めなければならない。定は、前項の場合に準用する。行為を行うこととすることがでり、その者についての新資格にり、その者についての新資格にい政令で定める額の手数料を納め ソ政 できったのある。 ಠ್ಠ 。 業 る れ 務 ば 範 な 囲 5 を な 新い

子手 の 利 用 に 関 す る 法 律 $\overline{}$ 平 成 + 兀 年 十二月 + Ξ 日 法 律 第 百 五 + 号)(

を

り使装当三へ行 4用置該条電政 しを法 て含令行情続 略行むの政報等 ンわ[®]規機処に せ以定関理お る下に等組け こ同かは織る とじか `に情 が_。わ申よ報 が でいる請る通 きとず等申信る申、の請の 。請主う等技 等務ちじ術 を省当 す令該 るで申 者定請 のめ等 使るに 用と関 にこす 係ろる るに他 電よの 子り法計、今 令 計 算電の 機子規 と情定 を報に 電処よ 気理り 通組書 信織面 回へ等 線行に で政よ 接機り 続関行 続した電子に 等の使用に つことと 情にし 報係て 処るい 運電る 組子も 織計の を算に い機つ うへいる 〜出は を力

二へは同九一へ航 該り条耐 `項百条航空 空千に七 空法 号す法証円規十航機関 にる第明)定円空登係 掲『百等とすへ法録手 げた三にする行へ原数 るだ十係る電政以簿料 子手下の令 情続っ謄へ 報等法本平 処にこの成 理おと交九 組けい付年 |織を使用:||つののでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、100円ので 用して 高三十五 高三十五 が手数料 以術五の二 下の条額百 1 利第二八 電用 电子情に関 報す掲 処るげ 理法る 組律者 ゙ゕ゙ 織 に平同 よ成条 ŋ∓σ ご四規 年定 い法に う 律 よ 第り ン盲納 交五付 付十し 又一な は号け 閲つれ 覧第ば を三な 請条ら 求第な すーい る項手 場の数 合規料 に定の あに額 つよは てり

+

四

[号)(

`条手

額し五る 別同第数 表表二料 第第号の 二一か額 に号らし 掲か第 げら六 る第号 額三ま を号で 加まに 算で掲 しのげ た証る 額明者 と又が すは同 る検条 査の に規 お定 いに てよ 騒り 音納 又付 はし 発な 動け 機れ のば 排な 出ら 物な のい 実手 測数 を料 行の う額 場は 合 に別 あ表 つ第 てー はの

当条航お条航 五証 条明 第等 七に 号係 かる ら手 第数 十料 **-**の 号額 ま〜

で に 掲 げ る 者 が 同 条 **ഗ** 規 定 に ょ IJ 納 付 し な け れ ば な 5 な L١ 手 数 料 の 額 は 別 表 第 Ξ の

空り 号付 る手

第 に四へと三へ `と第の 二交 にに 揭係 げる 者数 が料 同の 条額 ₀ 規 定 に ょ IJ 納 付 し な け れ ば な 5 な 11 手 数 料 の 額 は 次 の 各 号 に 掲 げ る $\overline{\times}$ 分ご

行百航処航該 地科該法管の法場円空理空各法機と法従 従組機号第登す第事 事織登に百録る百者 者に録定三証 技よ証め十明 能り明る五書 証航書額条等 明空 書機耐す十再 の登空る 再録証 交証明 付明書 を書 申又航 請は空 す耐身 る空体 者証検 明查 千書証 七の明 百再書 五交又 十付は 円を航 ~ 申空 電請機 子す操 情る縦 報場練 処合習 理に許 組あ可 織っ書 にての よは再 `交 IJ 再五付 交百を 付八申 を十請 申円す 請 る す 者 る 場 五 合に 百五 + あ つ 円 て ιţ 電 子 千

と七へ飛五へ に条運行条飛八 航場 試試各第理設第のご 験験号百者置百検 ををに三技の三査 受受定十能許十等 けけめ五検可五に よよる条定を条係 うう額第に申第るとと二係請十手なする。 るるる二手る号料 号数者、の に料に第額 掲の限十 が額る一 〜号 が ` 同第 条十 の六 規号 定 に第 よ十 り八 納号付又 ぱは な第 ゖ゙゠ ή+ ば号 なに ら掲 なげ いる 手者 数个 料同 の条 額第 は十 別号 表に 第掲 四げ のる と者 おに りあ とっ すて

る。は、

る

者 が 同 条 の 規 定 に ょ IJ 納 付 し な け れ ば な 5 な ŀ١ 手 数 料 の 額 は 次 ത 各 号 に 掲 げ る \overline{X} 分

者者 四五 万千 九六 千百 三円

ン実学当 百 円 $\overline{}$ 電 子 情 報 処 理 組 織 に ょ 1) 実 地 試 験 を 申 請 す る 場 合 に あ つ て 四 万 九 干 兀 百

る 政 令 $\overline{}$ 平 成 六 年 + 月二十 八日 政 令 第三 百 四 $\frac{\Box}{\Box}$ 号

次二へに五一へ航 の条改規十条改空 正定円 正法 地科お改法すへ航法の 試試り正附る行空附一 験験と法則電政法則部 ををす附第子手の第を 受受る則七情続一五改 第条報等部条正 七第処にを第す 条三理お改二る 第項組け正項法 三の織るすの律 項規を情る規の へ定使報法定一 改に用通律に部 正よし信へよの 法りての以り施 附納引技下納行 則付換術「付に 第すえの改す伴 九べを利正べう 条き請用法き経 第手求にご手過 三数す関と数措 項料るすい料置 に等場るうのを おの合法。額定い額に律しめ てつあへ附 つ平則 て成第 は十五、四条 千年第 八法二 百律項 円第の 百規 と五定 す十に る ょ 号り)納 第付 三す 条べ 第き 一手 項数 の料 規の 定額 には

準 用 す る 場 合

を

含

む

の

規

定

に

ょ

IJ

納

付

す

ベ

き

手

数

料

の

額

は

ょ

リ千

同七

項百

実学と けけ よよ ううとと すす るる 場場 合合 六五 万千 七六 千百 四円 百 円

一へ航 正法 る 政 令 平 成 + 年 八 月 Ξ+ 日 政 令 第 四 百 + 号 抄

規十条改空 定円 すへ 航法の る行空附一 電政法則部 子手の第を 情続一三改 報等部条正 処にを第す 理お改二る 組け正項法 織るすの律 を情る規の 使報法定一 用通律に部 し信へよの ての以り施 次術「付に 条の改す伴 第利正べう 二用法き経号に「手過 に関と数措 おすい料置 電一附 子平則 , 情成第 報十三 報士 処四条 理年第 組法 篇律^項 で第の よ百規 う五定 十に -より ラ納 う第付オ ⁾三す 引条ベ 換第き え一手 を項数 請の料 求規の す定額 るには 場よ 合り千 に同七 あ項百

第 次二(つ の条改て 二験一学と正は等を等科お改法 航申航試り正附千 空請空験と法則八 整す整をす附第百備る備受る則四円(一番) 四第と 三の

項規 境(改正法は人) が別第五名 が納付すべ 1条第二項に

に等

い額

て¹⁰ 準

用する場合を含む。)

の

規定に

より納

付すべき手数料

の 額 ば、

Hの資格に係っては 場合にあっては Hの資格に係っ るはる場業、業合 務五務 範万範五 囲二囲千 の百の六 变円变百 更り更円にに E 係 る

実

地 試

験を受けようとする場合

五万百円(電

子 情

報 処 理 組織 に

より実地

係 る 実 地試 験 を受けようとする場合 三万五百円